

## 令和5年第9回教育委員会会議事録

### 1 開催日時

令和5年6月27日(火) 午後3時00分～午後3時42分

### 2 開催場所

教育委員会会議室

### 3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 史人
	委員	東 みどり
	委員	國安 環
事務局	教育部長	川瀬 吉治
	学校教育課長	西田 建司
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	岩岡 夢貴
	学校教育係長	酒井 貴範
	総務係長	小野 敦
	学校教育推進員	梶原 源基
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	喜多 敦

### 4 議 事

承認第7号 専決処分した事件の承認について

(令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求について)

承認第8号 専決処分した事件の承認について

(令和5年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の推薦について)

承認第9号 専決処分した事件の承認について

(令和5年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の委嘱について)

報告第3号 令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

報告第4号 幕別町小学生国内研修派遣事業研修生の決定について

議案第53号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について

議案第54号 幕別町部活動の在り方に関する方針の改定について

議案第55号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

**菅野教育長** ただ今から第9回教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、会期の決定について、お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名について、であります。本日の会議録署名委員に、1番岩谷委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第8回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、第8回教育委員会会議録を承認します。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

**教育部長(川瀬 吉治)** 本日の事務報告は1点であります。

令和5年第2回町議会定例会の一般質問について報告いたします。

令和5年第2回町議会定例会が、6月9日から本日27日まで開催され、20、21日に一般質問がありました。一般質問は9名の議員から質問があり、教育委員会関係分として、4名の議員から質問がありましたので、要点のみご説明いたします。

お手元に配付の事務報告資料の5ページをお開きください。

通告順1番、芳滝議員からの質問事項は、「わかば幼稚園閉園後の利活用」に関して、「少年団や中学生の合宿所としての利用」について質問がありました。

中段のしかしながら、からになります。しかしながら、少年団や中学生については、数日間にわたるいわゆる合宿の実施が想定できないことや高校生についても夏季休業期間中に合宿が集中するなど一時期の利用に限られてしまい、合宿所の通年利用が見込める状況がないことなどから、新たな合宿所の設置・運営については難しいものと考えております。」と答弁し、下から3行目の園舎の利活用については、からになります。園舎の利活用については、現時点では未定であります。今議会に提案させていただいております関連条例の議決後速やかに町民の皆さんの協力を得ながら検討に着手してまいります。」と答弁しております。

7ページをお開きください。

通告順4番、酒井議員の質問事項は「少人数学級の推進について」と「教育環境の整備について」の2点であり、8ページ中段の1つ目の「学級の数と来年度以降の見通し」には、それぞれ見込みを説明しております。

9ページ上段2つ目の「中学校35人学級、小学校30人学級を実現するのに、それぞれ必要な予算は」には、中段の必要な予算といたしましては、からになります。教員の独自採用が必要となりますので、会計年度任用職員を採用している他町の例で申し上げますと、報酬、共済費などを合わせて、教員一人当たり年間で約350万円となっており、本町の場合、小中学校合計の5学級の増で、5人の教員を採用すれば、年間合計で約1,750万円の人件費が必要になるものと想定されます。」と答弁しております。

3つ目の「少人数学級を前進させる重要性について町の認識は、また取り組みは、現場へ出向いての実態調査や教職員・児童生徒・保護者の声を聞く考えは」については、下から8行目、しかしながら、からになります。しかしながら、町独自で少人数学級の配置を行うことについては、教員の独自採用や教室の確保等の課題もあり、現時点では実施は難しいことから、特別支援教育支援員の配置など、本町独自の支援策により児童生徒へのきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。」と答弁しており、4つ目の「国に、少人数

学級を前進させるため、OECD諸国の平均並みに教育支出を増やすよう求める考えは」については、10ページの教育委員会といたしましては、からになります、教育委員会といたしましては、国が教育予算を拡充し教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが子どもたちの豊かな学びにもつながるものと考えておりますことから、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会、十勝圏活性化推進期成会などの関係機関を通じて、引き続き道に要望するとともに国への働きかけを訴えてまいりたいと考えております。」と答弁しております。

質問の2点目「子どもたちに充実した教育環境の整備について」の1点目、「普通教室で個人ロッカーが設置されていない教室に設置する考えは、また、ロッカー設置のための予算は」については、11ページ5行目ロッカー設置の、からになります、ロッカー設置のための予算については、概ね800万円程度が見込まれますが、これまでも、限られた財源で最大の効果が得られるよう、学校の施設や設備、備品など、危険性や緊急性の高いものから、計画的に修繕や更新を行ってきておりますことから、札内中学校の普通教室へのロッカー設置につきましても、学校と充分協議をしながら判断してまいりたいと考えております。」と答弁しております。

2つ目の「自転車通学の子どもたちにヘルメット購入助成やヘルメットの保管場所の設置についての町の考えは」については、下段ヘルメットの着用は、からになります、ヘルメットの着用は事故発生時に被害軽減効果があり、有効な手段の1つであると認識しておりますので、自転車通学者のみならず全ての児童生徒に手立てする必要があると考えますと、その購入助成は大きな費用が伴うことから、限られた予算の中では難しいものと考えております。また、ヘルメットの保管場所については、現状として、ロッカーやロッカーの上の空きスペースを活用するなど、ヘルメットの保管場所に困っている学校はなく、今後のヘルメットの普及状況を見ながら、保管する空きスペースがない学校がある場合には、個々の学校の状況に応じて、ヘルメットの保管場所を用意してまいりたいと考えております。」と答弁しております。

通告順7番、小田議員からの質問は、「子どもたちが豊かに育つ教育環境の充実に向けて」であり、1点目「教職員の多忙化解消に向けての、今年度の具体的な取組内容ならびに目標値は」には、アクション・プランでの、4つのアクションの取組を説明し、15ページ中段の本年度におきましても、からになります、本年度におきましても、昨年度までと同様、『第2期学校における働き方改革幕別町アクション・プラン』を基本に、教職員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることを目標に掲げ、引き続き、業務の効率化・平準化や時間外在校等時間の縮減に向けて、更なる取組を促進するとともに、働き方改革の必要性についての普及啓発にも努めてまいりたいと考えております。」と答弁しております。

2点目の「中学校部活動の地域移行に関わる取組状況は」については、16ページ中段の本年度の具体的な取組といたしましては、からになります、本年度の具体的な取組といたしましては、北海道の『部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣支援事業』を活用し、派遣されるアドバイザーから、国の部活動改革に関することや、先進事例等の紹介などの説明を受けるなど、部活動の在り方に関して、『幕別町部活動地域移行検討委員会』で共通理解を図ることを第一に考え、本町の部活動地域移行の課題等を明確化するところまでを一定の目標として進めてまいりたいと考えております。」と答弁しております。

質問の3点目「コミュニティ・スクールの進捗状況は」については、学校運営協議会の主な3つの機能を説明し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の両取組の相乗的な連携と協働の進捗状況に触れ、18ページの3行目、しかし、からになります、しかし、携わる地域の方々理解を深め活動に慣れるまでには、ある程度の期間が必要なため、現時点では小中一貫教育の学園事務局が中心となって活動を支えています、少しずつ学校運営協

議会や地域学校協働本部が主体的に活動できるよう、教育委員会内に推進委員会組織を立ち上げ、学校運営協議会の運営支援、地域学校協働本部の設立や運営支援を行うなど、先々の見通しをもってサポートをすることも検討しているところであります。」と答弁しております。

通告順8番、谷口議員からの質問は、「町内の公共公益施設や道路・植樹ます等の樹木管理はどのように実施しているか」についてであり、その中で、学校敷地内の樹木の管理についての質問があり、23ページ中段の町内の小中学校の樹木の管理については、からになります。が、「町内小中学校の樹木の管理については、児童生徒の安全確保の観点から危険性や緊急性を判断して、剪定や伐採を行っており、直近では、平成28年度から令和3年度までの6年間で、白人小学校と札内東中学校の西側の町道札内東通及び春日10号通に面している学校林の剪定や伐採を行ったところであり、今後におきましても計画的な管理に努めてまいります。」と答弁しております。

以上、教育長から答弁した内容の概要であります。詳細は後ほどご覧ください。

説明については以上であります。

**菅野教育長** 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑がないようですので次に議件に入ります。

日程第5、承認第7号、専決処分した事件の承認について、「令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため、また、日程第6、承認第8号、専決処分した事件の承認について、「令和5年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の推薦について」から、日程第7、承認第9号、専決処分した事件の承認について、「令和5年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の委嘱について」は、調査委員会の公正確保の観点から、「秘密会」といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、「秘密会」といたします。

**菅野教育長** 「秘密会」を解きます。

次に、日程第8、報告第3号、「令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について」、説明を求めます。

**教育部長(川瀬 吉治)** 報告第3号、令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求について、ご説明を申し上げます。

議案書は6ページになります。別にお配りしております、報告第3号別紙をご覧ください。

令和5年第2回幕別町議会定例会が、6月9日に開会し、本日27日までを会期として開会されたところであります。本議会に、教育委員会として、補正予算を要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、5月26日開催の第7回教育委員会、6月9日開催の第8回教育委員会、及び先ほど説明いたしました、6月13日付専決処分で説明した要求内容のとおりでありますので、要求額から変更があった部分のみ説明いたします。

5項社会教育費 7目図書館管理費、行政ポイントサービス事業が対象から見送られたことによる減額。9目アイヌ施策推進事業費、アイヌ文化拠点施設名称設定委託料の施設名称の増による増額とオリジナルアイヌ文様ロゴ作成委託料のロゴが2個から1に減じたことによる減額であります。

本日6月27日本会議におきまして、議決されたところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。報告第3号については報告のとおりといたします。

次に、日程第9、報告第4号、「幕別町小学生国内研修派遣事業研修生の決定について」、説明を求めます。

**生涯学習課長(石田 晋一)** 報告第4号、幕別町小学生国内研修派遣事業研修生の決定について、ご説明申し上げます。議案書7ページをご覧ください。

小学生の国内研修派遣事業は、派遣先の歴史や生活、文化等に触れるとともに、集団行動や体験学習、ホームステイ、派遣先の児童との交流などを通じて、心豊かでたくましく生きる青少年の育成を図り、将来の幕別町を担う少年活動のリーダーを養成しようとするものであります。

本事業につきましては、派遣と受入を隔年で実施しておりましたが、令和2年度から2年間コロナ感染症の拡大により双方で協議の上事業を中止としており、4年度におきましては、それぞれの自治体におけるコロナの感染状況等を考慮し、高知県中土佐町と派遣・受入の相互交流を実施し、本年度は、神奈川県開成町、高知県中土佐町から児童を受入、埼玉県上尾市へ児童を派遣することで調整を行ったところであります。

派遣する児童は、小学5、6年生とし、4校から15名を推薦いただき、過日、派遣児童10名について決定し、7月28日(金)から31日(月)までの3泊4日で、職員2人の引率により、派遣するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**小尾委員** 今回の研修生の決定で学校によって偏りが見られますが応募は何名いたのでしょうか。

**生涯学習課長(石田 晋一)** 15名の内訳といたしましては、札内南小学校から11名、白人小学校からは1名、明倫小学校から1名、忠類小学校から2名で、5名が札内南小学校から落選したという事になります。

**菅野教育長** 他にございませんか。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。報告第4号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第10、議案第53号、「幕別町教育委員会事務局職員の処分について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第2号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、「秘密会」といたします。

**菅野教育長** 「秘密会」を解きます。次に、日程第11、議案第54号「幕別町部活動の在り方に関する方針の改定について」説明を求めます。

**学校教育課長(西田 建司)** 議案第54号「幕別町部活動の在り方に関する方針の改定について」ご説明申し上げます。

議案書の9ページ、別でお配りしている「議案第54号別紙」、さらに、A3版の「議案第54号説明資料」をご覧ください。

なお、「議案第54号別紙」が、今回の改定版となり、A3版の「議案第54号説明資料」は、今回の改定に係る新旧対照表になります。

まず、「議案第54号別紙」の表紙の裏面をご覧くださいますが、方針策定の趣旨等になります。「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり」と、記載のとおり、人間関係の構築や多様な学びを経験する場として、教育的意義が高いものであります。

しかしながら、しっかりとルールを定めて生徒の生活バランスや休養、さらには教職員の負担にも配慮しながら行っていくことが望ましいという考えから、スポーツ庁が運動部活動に関して平成30年3月に、文化庁が文化系部活道に関して平成30年12月に、それぞれガイド

ラインを作成し、それに基づき、平成31年1月に、北海道が「北海道の部活動の在り方に関する方針」を定め、さらに、これら国のガイドラインや道の方針等に沿って、令和2年3月に、「幕別町の部活動の在り方に関する方針」を定めたところであります。

今回の改定は、令和4年12月にスポーツ庁と文化庁のガイドラインが統合され「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として全面的に改定され、北海道も「北海道の部活動の在り方に関する方針」の改定を行ったことから、新たに加えられた記載内容の追加や文言等、所要の修正を行うものであります。

次に、A3版の「議案第54号説明資料」をご覧ください。

左が現行の幕別町部活動の在り方に関する方針、右が改定後の方針となっており、下線部分が改定箇所となっており、こちらの資料でご説明いたします。

なお、文言整理や関係法令の置き換えなど以外の部分で、今回の改定の5つのポイントを中心に説明いたします。

はじめに、2ページをお開きください。

「1 適切な運営のための体制整備」、「(2) 指導・運営に係る体制の構築」、「ア」につきましては、今回の改定で長時間勤務の解消を図るため、「教員だけではなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保して行くことを基本とし、」を加えているものであります。こちらが改定のポイントの1つ目、「教員のほか、部活動指導員や外部指導者が指導できる」ことの追加になります。

次に、4ページをお開き下さい。

「3 適切な休養日等の設定」では、「休養日の設定」と「活動時間の設定」の項目を設け、これまで北海道と同様に特例としてきた、中体連等の大会前日から1か月以内の期間などは、活動時間の上限である、平日3時間程度、休業日4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度の範囲内で活動を行うことができる特例、また、本町の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される活動や、主に冬季に行われる部活動についても、同様の活動時間の上限までの活動を行えることや、休業日を週1日とする特例につきましては、廃止するものであります。

こちらが改定のポイントの2つ目、これまで北海道の部活動の在り方に関する方針で特例としてきた活動時間や休養日の取扱いの廃止になります。

次に、5ページをお開きください。

「4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備」、「(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成」に、1枚目めくっていただき、6ページになります。

新たに「ウ」として、「校長は、障がいの有無や得意不得意に関わらず生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、個別の課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。」を加えるものです。

こちらが改定のポイントの3つ目、「障がいの有無に関わらず、生徒が参加しやすいよう工夫や配慮すること」の追加になります。

また、「エ」として、「町教委及び校長は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。」を加えるものであります。

こちらが改定のポイントの4つ目、「生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する」ことの追加になります。

次に、「(2) 地域との連携等」について、部活動の地域移行を見据え、地域のスポーツ・文化芸術団体と連携を深めるため、「(2) 部活動の地域連携」に改め、「ア」では、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等、大幅に見直しするものです。

こちらが改定のポイントの5つ目、「部活動の地域移行を見据え、地域スポーツ・文化芸術団体との連携を深めること」の追加になります。

最後になりますが、なお、この部活動の在り方に関する方針については、本日、6月27日の改正となり、7月11日開催予定の校長会議において、学校に通知する予定としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第54号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第54号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第12、議案第55号、「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、「秘密会」といたします。

**菅野教育長** 「秘密会」を解きます。

議案については、以上となりますが、このほか、皆さんからなにかございませんか。

(ありません)

**菅野教育長** 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第9回教育委員会会議を閉じます。